

平成26年12月定例会

防災対策特別委員会説明資料

危機管理 保健福祉 農林水産 県土整備 病院長 教育委員会 警察本部

目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 個別主要事項説明	2
危機管理部	2
保健福祉部	3
農林水産部	4
県土整備部	7
2 その他の議案等	
(1) 条例案	9

I 提出予定案件

I 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

了総括表

一般会計

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	計	財源内訳										一般財源
				特定財源					内訳					
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	国債	繰入金	諸収入	
危機管理部	4,553,666	101,000	4,654,666	91,026		2,035	1,494			1,140	208,906	3,200,000	(101,000)	1,150,065
保健福祉部	1,985,843	37,094	2,022,937	(37,094)							1,213,000	132,000		43,896
農林水産部	9,923,263	280,737	10,204,000	(185,000)					270,000		31,000	2,708,000	(95,737)	1,068,035
県土整備部	24,319,484	974,700	25,294,184	(295,000)	(1,700)						882,913	9,026,350	(382,000)	2,604,970
教育委員会	3,688,843		3,688,843	26,967							776,675	2,772,000		113,201
警察本部	1,131,724		1,131,724	1,874							1,024,000	17,000		88,850
計	45,602,823	1,393,531	46,996,354	(517,094)	306,205	2,035	1,494		271,140		4,136,494	17,855,350	(578,737)	5,069,017

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 部別主要事項説明

危機管理部

(ア) 一般会計

(単位：千円)

区分	目名	補正前の額	補正額	計	摘要
危機管理政策課	防災総務費	52,346	0	52,346	
	消防指導費	58,504	0	58,504	
危機管理政策課計		110,850	0	110,850	
南海地震防災課	防災総務費	4,207,435	101,000	4,308,435	① 防災対策指導費 ア 災害時避難行動検討事業 イ ① 災害医療推進基金積立金
	社会福祉総務費	58,212	0	58,212	
南海地震防災課計		4,265,647	101,000	4,366,647	
消防保安課	防災総務費	161,349	0	161,349	
	消防指導費	15,820		15,820	
消防保安課計		177,169	0	177,169	
危機管理部合計		4,553,666	101,000	4,654,666	

保健福祉部

(ア) 一般会計

(単位：千円)

区分	目名	補正前の額	補正額	計	摘要
保健福祉政策課	保健所費	123,119	0	123,119	
保健福祉政策課計		123,119	0	123,119	
医療政策課	医務費	1,762,529	37,094	1,799,623	① 医療衛生費 ア 医療施設スプリンクラー等整備事業費 (37,094)
医療政策課計		1,762,529	37,094	1,799,623	
薬務課	薬務費	3,145	0	3,145	
薬務課計		3,145	0	3,145	
地域福祉課	社会福祉総務費	21,050	0	21,050	
地域福祉課計		21,050	0	21,050	
長寿保険課	老人福祉施設費	76,000	0	76,000	
長寿保険課計		76,000	0	76,000	
保健福祉部計		1,985,843	37,094	2,022,937	

農林水産部
(ア) 一般会計

(単位：千円)

区分	目名	補正前の額	補正額	計	摘要
農林水産政策課	農業総務費	84,000	200,000	284,000	① 経営総合対策等推進費 ア 地域農林水産業再建特別支援事業
農林水産政策課 計		84,000	200,000	284,000	
水産課	水産業振興費	10,000	0	10,000	
	漁港管理費	0	6,000	6,000	① 県管理漁港維持補修費
	漁港建設費	831,005	0	831,005	
	漁港施設 災害復旧費	180,000	0	180,000	
水産課 計		1,021,005	6,000	1,027,005	
農林水産技術 支援本部 (農林水産総合技術 支援センター)	水産研究費	29,500	0	29,500	
農林水産技術 支援本部 (農林水産総合技術 支援センター)		29,500	0	29,500	
農林水産技術 支援本部 計		59,000	0	59,000	
農村振興課	土地改良費	9,400	0	9,400	
	農地調整費	1,000,000	0	1,000,000	

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
農村振興課 計		1,009,400	0	1,009,400	
	農業基盤課	548,197	0	548,197	
農業基盤課	土地改良費				
	農地防災事業費	1,232,153	65,000	1,297,153	① 耕地災害関連事業費 (65,000)
	農地及び農業用施設災害復旧費	630,570	0	630,570	
	耕地海岸施設災害復旧費	30,000	0	30,000	
農業基盤課 計		2,440,920	65,000	2,505,920	
林業戦略課	造林費	30,000	0	30,000	
林業戦略課 計		30,000	0	30,000	
森林整備課	林道費	1,937,560	0	1,937,560	
	治山費	2,461,678	9,737	2,471,415	① 県単独治山事業費 (9,737)
	災害林道復旧費	760,000	0	760,000	
	治山施設災害復旧費 (農林水産施設)	4,200	0	4,200	

(単位：千円)

区分	目名	補正前の額	補正額	計	摘要
森林整備課	治山施設 災害復旧費 (土木施設)	145,000	0	145,000	
森林整備課		5,308,438	9,737	5,318,175	
農林水産部 合計		9,923,263	280,737	10,204,000	

県土整備部
 (ア) 一般会計

(単位：千円)

区分	目名	補正前の額	補正額	計	摘要
県土整備政策課	土木総務費	415,000	0	415,000	
県土整備政策課		415,000	0	415,000	
都市計画課	公園費	663,025	14,500	677,525	① 公園維持修繕費 (14,500)
都市計画課		663,025	14,500	677,525	
住宅課	建築指導費	1,670	0	1,670	
住宅課	住宅建設費	374,209	0	374,209	
住宅課		375,879	0	375,879	
河川振興課	河川改良費	2,843,364	619,000	3,462,364	① 総合流域防災事業費 (619,000)
河川振興課	海岸保全費	420,000	0	420,000	
河川振興課		3,263,364	619,000	3,882,364	
砂防防災課	道路新設改良費	480,000	0	480,000	
砂防防災課	河川改良費	480,000	0	480,000	
砂防防災課	砂防費	4,550,799	18,000	4,568,799	① 県単独砂防事業費 (8,000) ② 砂防維持修繕費 (10,000)
砂防防災課	河川等施設災害復旧費	6,590,000	120,000	6,710,000	① 災害査定設計委託費 (120,000)
砂防防災課	市町村災害復旧事業監督事務費	56,750	0	56,750	

(単位：千円)

区分	目名	補正前の額	補正額	計	摘要
砂防防災課 計	災害復旧 単独事業費	100,000	0	100,000	
道路整備課	道路維持費	12,257,549	138,000	12,395,549	
	道路新設改良費	0	203,200	203,200	① 道路維持修繕費 (203,200)
	橋りょう維持費	6,718,735	0	6,718,735	
道路整備課 計		31,000	0	31,000	
		6,749,735	203,200	6,952,935	
運輸政策課	港湾建設費	592,300	0	592,300	
運輸政策課 計		592,300	0	592,300	
交通戦略課	運輸交通対策費	2,632	0	2,632	
交通戦略課 計		2,632	0	2,632	
県土整備部 合計		24,319,484	974,700	25,294,184	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県災害医療推進基金条例（南海地震防災課）

（制定の理由）

医学的な配慮を必要とする要配慮者に対する災害医療を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県災害医療推進基金を設置する必要がある。

（条例の概要）

（ア）医学的な配慮を必要とする要配慮者に対する災害医療を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県災害医療推進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

（イ）基金として積み立てる額は、予算で定める額とし、処分することとした。

（ウ）基金は、（ア）の事業の財源に限り、処分することとした。

（エ）基金の管理、運用等について、所要の規定を設けることとした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。